

1. 世界の動向と国内の取り組み

(1) 世界の動向

1975（昭和50）年に国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催され、その後の「国連婦人の10年」の行動の指針となる「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和54）年の国連総会では、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択されました。1980（昭和55）年には第2回世界女性会議が、さらに1985（昭和60）年には第3回世界女性会議が開催され、西暦2000年に向けて各国等が効果的措置をとるためのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。1995（平成7）年には第4回世界女性会議が北京で開かれ、教育、人権など12の重大問題領域における戦略目標と取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択されました。また、行動綱領ではあらゆる政策や計画にジェンダーの視点を反映させることが求められています。2000（平成12）年には、行動綱領の実施状況の評価とその完全な実施に向け、ニューヨークにおいて国連特別総会・女性2000年会議が開催され、「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

(2) 国の取り組み

このような国際的な動向に呼応し、日本では1975（昭和50）年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977（昭和52）年には最初の国内行動計画が策定されました。また、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定など国内の法整備を進め、1985（昭和60）年に女子差別撤廃条約を批准しました。1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991（平成3）年にはその第一次改定が行われました。1994（平成6）年には、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」および「男女共同参画審議会」が設置されるなど、推進体制の強化が図られました。また、1992（平成4）年には家族的責任を有する男女労働者の平等を定めた IL0156号条約を批准しました。1996（平成8）年には、「行動綱領」や男女共同参画審議会による答申「男女共同参画ビジョン」等を受け、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。そして1999（平成11）年6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が

行動綱領 81 ページ参照

IL0156号条約 81 ページ参照

国籍法の改正 82 ページ参照

男女雇用機会均等法 82 ページ参照

制定され、2000(平成12)年12月には基本法に基づく初めての国内行動計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。2001(平成13)年1月には、中央省庁等改革に伴い、「男女共同参画審議会」が「男女共同参画会議」に、「内閣総理大臣官房男女共同参画室」が「内閣府男女共同参画局」となり、組織の拡充が図られました。その他、2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(3) 福岡県内の取り組み

福岡県においても、「国内行動計画」を受け、1978(昭和53)年に「福岡県婦人関係行政推進会議」および「福岡県婦人問題懇話会」が、さらにその翌年には「婦人対策室」(現在の「男女共同参画推進課」)が設置されました。1980(昭和55)年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が、1981(昭和56)年には「第2次福岡県行動計画」が策定されました。さらに、1996(平成8)年には「第3次福岡県行動計画」が策定され、また、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、「福岡県女性総合センター・あすばる」(現在は「福岡県男女共同参画センター・あすばる」に名称変更)がオープンしました。2000(平成12)年には条例および計画についての検討、提言を行う「男女共同参画社会づくり検討委員会」が設置され、2001(平成13)年10月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、2002(平成14)年3月には条例および男女共同参画社会基本法に基づき「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。福岡県内の各市町村においても男女共同参画社会を目指す取り組みが行われており、2004(平成16)年1月現在、男女共同参画に向けた計画は、27の市町村で策定されています。また、北九州市、久留米市、福岡県を初めとした8市町村においては条例が制定され、筑紫野市、春日市、大野城市、福岡県、二丈町、築城町で男女共同参画都市(まち)宣言をしています。